

第 496 回福井地方最低賃金審議会議事録

1 日時 令和 4 年 8 月 24 日（水）午前 10 時～午前 11 時 20 分

2 場所：福井春山合同庁舎 8 階 第一共用会議室

3 出席状況：

公益代表委員 新宮会長、井花委員、上野委員、岡崎委員、竹内委員

労働者代表委員 九野委員、小林委員、玉川委員、山田委員、山本委員

使用者代表委員 江端委員、久保田委員、坂川委員、中山委員、山埜委員

事務局 田原労働局長、藤原労働基準部長、細川賃金室長、西村賃金指導官

4 議題：

- (1) 令和 4 年度福井県最低賃金の改正決定に係る福井地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
- (2) 令和 4 年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (3) 令和 4 年度特定最低賃金（専門部会）小委員会の開催日程（案）の承認及び委員の指名について
- (4) 福井県特定最低賃金の申出書及び申出書審査票
- (5) その他

5 資料

- (1) 令和 4 年度 福井地方最低賃金審議会 特定最低賃金（専門部会）小委員会日程表(案) 委員
- (2) 特定最低賃金小委員会委員推薦名簿
- (3) 福井県特定最低賃金の改正決定申出書
 - (1) 福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の改正決定申出書（写）
 - (2) 福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正決定申出書（写）
 - (3) 福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定申出書（写）
 - (4) 福井県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定申出書（写）
- (4) 福井県特定最低賃金の改正決定の申出に係る審査結果票
 - (1) 福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金
 - (2) 福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金
 - (3) 福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・

音響機械器具製造業最低賃金

- (4) 福井県百貨店，総合スーパー最低賃金
- (5) 福井県特定最低賃金の適用労働者数等について
- (5) 最低賃金に関する基礎調査結果（令和４年６月分賃金）

6 議事録

○新宮会長

ただいまより、第 496 回福井地方最低賃金審議会を開催します。
本日は、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。
本日は、傍聴希望者が 1 名いらっしゃることを御報告します。
最初に、定足数の確認を事務局よりお願いします。

○西村指導官

はい。報告いたします。
本日は、委員の方は全員御出席いただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。

○新宮会長

それでは、まず議題（１）「令和４年度福井県最低賃金の改正決定に係る福井地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」、事務局より説明をお願いします。

○細川室長

会長、すみません。昨日、本省の方からすべての労働局において地域別最低賃金額が答申されたという事で、プレスリリースがございましたので、お手元にお配りしておりますので、御確認をお願いします。以上です。

○新宮会長

それでは、まず議題（１）「令和４年度福井県最低賃金の改正決定に係る福井地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」、事務局より説明をお願いします。

○細川室長

はい。説明させていただきます。
本年８月８日に福井県最低賃金改正決定の答申がなされましたので、同日より８月 23 日までの間について、答申内容に関する異議申出の公示を行いました。これらの異議申出はございませんでした。
したがって、本日予定していました異議申出に関する審議は必要がなくなったことを御報告いたします。

○新宮会長

今ほどの事務局からの報告について、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

(各委員からの質問等なし)

○新宮会長

それでは、次に議題（２）の「福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」に移ります。

・・・会長、局長は中央へ・・・

・・・諮問文を局長から会長にお渡しする（会場、中央）・・・

○新宮会長

それでは、事務局にて諮問文を朗読してください。

○細川室長

・・・諮問文を朗読する・・・

○新宮会長

諮問についての説明については議題（４）の時に事務局より行ってまいります。

それでは、議題（３）「令和４年度特定最賃（専門部会）小委員会の開催日程（案）の承認及び委員の指名について」に入ります。

事務局から、説明をお願いします。

○細川室長

はい。では、お手元の資料を御覧いただけますでしょうか。

小委員会の開催については、日程表にありますように、９月６日（火）午前１０時から繊維（労側参考人対象）、同日午後１時３０分から機械、９月８日（木）午前１０時から電気、同日午後１時３０分から百貨店、総合スーパー、９月１３日（火）午前１０時から繊維（使側参考人対象）の順で開催する予定ですので、参考人も踏まえ、日程調整をよろしくお願いいたします。

また、第４９７回審議会の日程については、日程調整の結果、９月１４日（水）午後３時からの開催とさせていただきますので、重ねてお願いします。

なお、小委員会の委員の指名についてですが、西村指導官より説明をさせていただきます。

○西村指導官

はい。では、お手元の小委員会名簿を御覧いただけますでしょうか。

小委員会の委員の承認についてですが、各委員の方々については名簿に記載のあるとおりでございますので、御紹介は割愛させていただきます。

参考人について、御紹介いたします。

使側参考人　：　名前（繊維）酒井尚之
（機械）増田浩三
（電気）松原昭彦
（百貨店）竹内邦夫

労側参考人　：　名前（繊維）西谷康弘
（機械）佐々木翔太
（電気）酒井広明
（百貨店）平井俊三

以上です。

○新宮会長

ありがとうございました。労側、使側、公益、日程どおりお願いする形になります。

○玉川委員

繊維は、6日、13日の2日になるということでしょうか。

○細川室長

はい。

○新宮会長

よろしいでしょうか。

では、小委員会の日程について、よろしいでしょうか。

なお、各側の参考人を含めた委員については、名簿のとおり指名させていただきます。よろしいでしょうか。

・・・・異議なし・・・・

○新宮会長

よろしいでしょうか。

では小委員会の日程についての承認及び各側の参考人を含めた委員についての指名をさせていただいたということで、小委員会の開催をさせていただきます。

なお、小委員会自体および推薦人名簿については、個人情報の保護に支障を及ぼす

おそれ、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開としてよろしいでしょうか。

．．．．異議なし．．．．

では、よろしくお願いします。

○新宮会長

では、次の議題（４）福井県特定最低賃金の申出書及び申出書審査票に移ります。事務局から説明をお願いします。

○西村指導官

はい、それでは説明をさせていただきます。

別添資料申出審査票を御覧ください。今回の諮問に至る経過ですが、本年３月に開催された第４９１回本審において、特定最低賃金改定に係る決定・改正の申出の意向確認がなされ、これらに関し、７月１９日に各関係団体から改正を求める申出がなされましたので、これらについて申出要件を満たしているか否かの審査させていただきました。

その審査書については「申出書審査票」のとおりで、これより各特定最低賃金に係る申出書の審査結果等について説明させていただきます。

１ 繊維

まず、「福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金」についてです。申出は労働協約ケースで申出がなされています。

労働協約ケースの審査内容については、一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね３分の１以上のものが、①賃金の最低額に関する定めを含む一つの労働協約の適用を受けている場合、又は②賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む２以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の全部の合意により行われる申出であること。とされています。

本件については、①申出を行った５労組のうち、１組合については、労働協約は締結されているものの、労働協約に「最低賃金」の文言がなく、最低賃金についての協約かどうか判然としませんでした。最低月給額、労働時間の記載があったので計算しました。残り４組合については、最低賃金について定めた労働協約が締結されており、最低額について統一されていませんが、「賃金の最低額を異にする２以上の労働協約がある場合は、これら賃金のうち最も低い額をもって共通の最低額とみなすものとする。」とされているため、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実

質的に内容を同じくする定めがあることとなります。

②また福井県における同産業に従事している労働者数は資料4を御覧ください。3月に開催された審議会で委員の皆様にお示しした適用労働者数です。

繊維産業に従事する労働者は6,080名に対して、労働協約を締結している5組合の人数は1,847名となっております。

③また申出労働組合の全てが、代表者等の記名押印をもって申出に合意していると認められ、福井県内における事業所の労働組合が労働協約の適用を受けており、当事者である労働組合の全部の合意による申出と認められます。また、申出の代表者についても、申出労働組合の全てが、申出に係る一切の事項を申出人U Aゼンセン福井県支部長に委任する委任状を提出しており、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められることから、本件については申出審査要件を満たしていることが確認されました。

なお、申出のあった5組合で見ますと、最低賃金額最低額は時間額で916円でした。(最低賃金額の協約があった最低額は971円でした。)

2 機械

続いて「福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金」についてです。申出審査票を御覧ください。申出は労働協約ケースでの申出がなされています。審査内容については、先ほど御説明したのと同様です。

本件については、③申出を行った4労組のうち、2労組については最低賃金に係る協定がありませんが2組合の協約については、賃金の最低額が定められておりますので、繊維と同じく、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実質的に内容を同じくする定めがあることとなります。

④また福井県における同産業に従事している労働者は資料4頁に記載したとおり、労働者1,910名に対し労働協定を締結している労働者数853名であり、44.7%と3分の1を超えています。

③また申出労働組合の全てが、代表者等の記名押印をもって申出に合意していると認められ、福井県内における事業所の労働組合が労働協約の適用を受けており、当事者である労働組合の全部の合意による申出と認められます。また、申出の代表者についても、申出労働組合の全てが、申出に係る一切の事項を申出人JAM北陸執行委員長に委任する委任状を提出しており、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められることから、本件については申出審査要件を満たしていることが確認されました。

なお、申し出のあった2組合のうち、労働協約の最低額は時間額で995円となっております。

3 電気

続いて福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械

器具製造業最低賃金についてです。申出は労働協約ケースでの申出がなされています。審査内容については、先ほど御説明したのと同様です。

本件については、申出を行う 7 組合は、全て福井県内の労働組合であることが確認でき、いずれも賃金の最低額の定めがなされた労働協約が締結されています。最低額は統一されていませんが、先ほどと同様、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実質的に内容を同じくする定めがあると認められます。

⑤また福井県における同産業に従事している労働者は 11,740 名に対し労働協定を締結している労働者数 6,217 名であり、53.0%と 3 分の 1 を超えています。

③また申出労働組合のいずれについても代表者の記名押印のある合意書の提出を受けており、申出に係る一切の事項を申出人電機連合福井地方協議会議長に委任する委任状を提出しており、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められることから、本件については申出審査要件を満たしていることが確認されました。

なお、申出のあった 7 組合のうち、労働協約の最低額は時間額で 962 円となっております。

4 百貨店、総合スーパー

最後に福井県百貨店、総合スーパー最低賃金についてです。同じく申出書審査票を御覧ください。申出は労働協約ケースでの申出がなされています。審査内容については、先ほど御説明したのと同様です。

本件については、申出を行う 11 組合は、福井県内所在であることが確認でき、いずれも賃金の最低額の定めがなされた労働協約が締結されています。最低額は統一されていませんが、先ほどと同様、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実質的に内容を同じくする定めがあると認められます。

②また福井県における同産業に従事している労働者は 1,720 名に対し労働協定を締結している労働者数は 895 名となっており、その比率は 52.0%で 3 分の 1 を超えています。

③また申出労働組合の全てが、代表者等の記名押印をもって申出に合意していると認められ、福井県内における事業所の労働組合が労働協約の適用を受けており、当事者である労働組合の全部の合意による申出と認められます。また、申出の代表者についても、申出労働組合の全てが、申出に係る一切の事項を申出人U Aゼンセン福井県支部長に委任する委任状を提出しており、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められることから、本件については申出審査要件を満たしていることが確認されました。

なお、申出のあった 11 組合のうち、労働協約の最低額は時間額で 908 円となっております。

最後に、特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブで設定されるものですので、決定される最低賃金の水準も関係労使が合意した協約額が基礎になるものです。このため、申出に係る労働協約の賃金の最低額が、特定最低賃金改正にあたっての実質的

な上限額となります。

また、先ほど、福井県最低賃金の改正について時間額 888 円の答申をいただきましたので、4 業種とも改正後の福井県最低賃金を下回ることになります。

よって、これら 4 業種の特定最低賃金の金額を改定するに当たっては、福井県最低賃金の改正後の額（888 円）も超える金額の改定が必要になりますことを申し添えます。

なお、これら申出審査に係る取扱いについて、更に説明させていただくことがありますので、説明は細川室長からさせていただきます。

私からは以上です。

なお、今回の申出書にかかる取扱いについて、更に説明をさせていただくことがございますので、説明は細川室長からさせていただきます。

○細川室長

はい、それではご説明いたします。

今回の改正決定申出書についてですが、4 業種の中で繊維と百貨店・総合スーパーに係ります申出書については、労働協約等における賃金の最低額が、8 月 8 日に答申のありました地賃の 888 円を下回る額でありました。申出書の審査は審議会提出の前約 1 週間ほどをかけて行うこととしており、今回は本日の審議会資料として出す前に審査・決裁との予定でありました。ただ、8 月 9 日に江端委員より参考人に依頼する際に申出内容について確認しておきたいので、早めに欲しいとの連絡があり、17 日に審査・決裁前の状態でお渡しをしてしまったことにより、申出書の協約金額が下回っていることも、江端委員からの指摘で判明することとなりました。これについては、審査・決裁を早く行うべきであったと反省する次第です。

次に、では、今回のような場合の申出書の取扱いについてでございますが、事務取扱手引に記載されており、労働協約等における賃金の最低額が、地域別最低賃金に満たない場合等は、その旨を申出者に教示すること。とされており、申出者がその教示に基づき、補正の上再提出することとなった場合は、申出書は受理すること。となっています。（本省確認済み）

よって、繊維の申出書につきましては、手引きにありますように、申出者に教示を行い、申出者から再提出されました申出書（当初提出した申出書の、地賃を下回る組合を削除した申出書）を審査したところ要件を具備（※申出書の特賃（産業別）の適用を受ける労働者の概ね 3 分の 1 以上、労働協約における賃金の最低額が、地域別最低賃金を上回っている額である）していると判断して必要性審議をお願いしたいと考えます。数値的な部分は後で具体的にお示しします。

また、百貨店・総合スーパーに係ります申出書につきましては、申出書の添付書類として「企業内最低賃金に関する協定書」がございます。その協定書にて「最低賃金」の項目に「各店舗の採用時間給は各都道府県の地域別最低賃金プラス 20 円以上とする。」との明記がされているため、このままの状態でも要件を具備していると判断し

て必要性審議をお願いしたいと考えます。

実は、令和元年に、百貨店・総合スーパーに係ります申出書については、労働協約等における賃金の最低額が、地賃の額を下回ることがありました。

この際も手引きのとおり、申出者にその旨を教示しましたところ、申出書の下回る労働組合の分を削除すると、要件である「特賃（産業別）の適用を受ける労働者の概ね 3 分の 1 以上をクリアできないことから、申請する必要性がないとの判断から補正されず、必要性審議で諮られることがありませんでした。

では、数字的に御説明します。

令和元年に、百貨店・総合スーパーの事案については、

適用を受ける労働者数・・・1737 人

3 分の 1 の労働者数・・・579 人

申請労働者数・・・817 人（817 人 > 579 人）

地賃を下回る組合の人数・・・310 人（817 人－310 人＝507 人）

削除後の状況・・・507 人÷1737 人＝29.19%

となっておりました。

次に

今回の繊維にかかる具体的数字については、

適用を受ける労働者数・・・6080 人

3 分の 1 の労働者数・・・2027 人

申請労働者数・・・2017 人（2017 人 < 2027 人）

地賃を下回る組合の人数・・・170 人（2017 人－170 人＝1847 人）

削除後の状況・・・1847 人÷6080 人＝30.4%

よって、これでは 3 分の 1（33.3%）には届かない状況ですが、概ね 3 分の 1 であると考えられる状況です。

ちなみに、本省賃金室に「概ね 3 分の 1」の具体的線引きについて確認しましたが、法的根拠等はないが、今年度 30.0%で申出を受けた例があることの回答がございました。

事務処理については、令和元年の事案と今回の事案については、同じ事務取扱を行います。結果としては申請者から補正ができると判断し再提出があった場合となかった場合との、取扱いが異なる状況となりました。

以上です。

○新宮会長

ただいまの事務局の説明にありました、繊維につきましては、最初の申出額が地賃を下回っているという事態が生じました。この点につきまして、御指摘が江端委員からございまして、これについて改めて教示という形で再提出をお願いした結果、百貨店については、もともと地賃が上回った場合には 20 円プラスするという文言もございましたので、クリアしました。一方、繊維につきましては、該当しない労働組合を

外すと最初の申出時から比べますと適用労働者の割合が 30.4%に下がったと、これは概ね3分の1に該当するであろうというような審査結果であったと、説明があったわけでございます。この点について、事務局としてはいずれも要件を具備していると判断しているのですが、皆さんの方からこの点について御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○江端委員

説明ありがとうございました。この件につきましては、先ほどお話がありましたけれども、本来ですと前回の会議でこの資料は配られているはずですが、例年ですとその中で勉強していたのですが、たまたま今年は特定最賃の取扱いを変えるということで、前回用意されていなかったんだと。ただ、私の方は、参考人をお願いをするということで、その参考人が過去の特定最賃の部会のメンバーの一人ということで、当然今年の申出額は幾らぐらいだと聴かれると思ひまして、早めに数字だけでも教えてくださいと言うやり取りをしていました。お盆を越えて初めて頂いたのですが、その段階で素朴に888円を下回っているという業種が二つあったものですから、何を今さらみたいな、そんな話なら前回の審議会の席上でそういうことが起こったというべきじゃないかと。それは参考人をお願いする大きな前提になるわけですから。説明いただいて、皆さんもその辺の事情は分かったと思います。何点か疑問があるというか。今回のようなことはこれからもし起こった時には詳細に説明はしていただくべきだと思います。恐らく僕の指摘が無くても説明があったと思うんですけど、もしかしたら差し替え後の数字が普通に出てきたような状態で審議会の席上で議論が始まってしまうのではと。今回は地域別の上げ幅が相当に大きかったという証左にもこの2件はなったわけです。そのことが分からないまま議論に入るのは絶対におかしいと思います。ですから、私の指摘があろうが無かろうが今後こういったケースが起こった場合の取扱いについては、審議会の方に結果報告として上げてほしいということが大きなひとつです。もう一つは、細かい内容で幾つか確認したいのですが、この資料自体は初めて見ましたけれども、百貨店、スーパーの申出表審査票の4番目のその他ですが、労働協約最低額が地賃プラス20円、その他880円時間割と書いてあるのですが、この880円というのはどういう数字か、880円が意味のある数字であれば、下回っているので、必要性の議論は無くなるというか、880円というのは最後の書類にも数字がありませんし、何なのかというのが一つです。

もう一つ、繊維の再提出前の数字というのは幾らで出ていたのかということと、素朴に思うのですが、その数字が888円を下回っていたから、協定をやり直して885円を889円にしましたとか、890円にしましたというのなら分かるのですが、今回3分の1をぎりぎり満たしていない中で、最低額の協定自体を外してしまう、無いことにしてしまうというのは、極めて僕はおかしいんじゃないかと思います。それだったら何でもありのような気がします。大きい組合を抱えている業種なり、3分の1あると思われたら、一番ぎりぎり高い金額で出しておけば常に必要性ありの議論が始まる

ということになってしまって、今回の最初に出てきた補正はいいと思います。訂正もいいと思いますが、外すということはおかしいんじゃないかと思います。今まではこの額は特定最賃の上限額という大事な額だと意識してましたし、なおかつ今回 20 円増しのような表現が初めて出てきました。ここは全て確定値で出されるもんだという前提で何年間かやってきましたから、それが唐突に、私が教えてねといったことが契機として出てくるというのが、じゃあ僕が聴かなかつたら一体どういった取扱いになったのかと思います。幾つか言いましたけれど、最賃の上限、最低額が大事な意味を持つのに、特に繊維については、それを回避するためにそれよりも下回る組合の協定額自体を無かったことにする取扱いが、局が出してくるのだから違法ではないと思いますが、不適當ではないかと僕は思います。

ばらばらに質問しましたが、お答えいただきたいと思います。

○西村指導官

ありがとうございます。最初の御質問についてでございますが、全ユニー労働組合の福井県最低賃金に関する確認書において 880 円との記載がございます。この資料は今すぐ皆様にお配りしたいと思います。

○江端委員

ということは、協定の段階ではあくまで 880 円ということで最低保障として行きましょうということで労使で約束したということですか。それが地域別を下回るからプラス 20 円が働いたということで、当該組合と当該使用者との間では 7 月 20 日以前の段階では 880 円ぐらいが最低保障として適当だろうという認識だったと想像すればいいんですね。

○西村指導官

880 円という確認書もございますが、同じ添付資料として、先ほどの地賃プラス 20 円という協定書が添付されております。

金額が示されたものと、地賃プラス 20 円の資料がございます。

○細川室長

先ほどのこういった事例につき、審議会に報告するように取り扱ってほしいという点につきましては、当然でございますが、これ以降につきましては、訂正があった場合、訂正後の部分でどうなったかという報告をさせていただきたいと考えております。

○新宮会長

江端委員の御指摘、ごもっともだと思いますが、8 月の冒頭の時点で分かっているわけですから、その時点でこういった申出書が出ているか示していただいて、当然地賃を下回っている場合には教示をするということができるようになっているわけで

すから、教示していただいて再提出を促すという、委員で共有できるようにしていただければよかったかなという気がいたします。

○細川室長

分かりました。

○新宮会長

再提出に基づいて審議をするということになると思います。という理解でよろしいでしょうか。

○坂川委員

そもそも特定最賃という場合、労使間のイニシアチブを尊重するという、その結晶として労働協約ができているわけです。地方の最低賃金を遵守していれば、尊重されるべきではないのかな。労使ともにイニシアチブをもって協定しているもの、それを一旦無かったことにしてそれを上回ることを、労使の自治によって決めたことを地方の最低賃金を遵守している中で、そういったことを強制していくこと、イニシアチブを破壊しているのではないかなと思うのですがいかがでしょうか。

○細川室長

今回、10月2日から効力発生ということになりますけれど、現段階では858円というのが有効でございまして、この金額に対して3月までの部分で協定内容を7月までに出していただくということでございますので、今回888円になったことで下回ることが10月2日以降でございますので、そこについての議論は労使間で詰めていただくこととなります。ただ、今回の部分は必要性審議を行うために申出書を組合から頂いておりますので、その中の最低賃金額を下回るような金額があったものの教示をする、補正をするということでございまして、イニシアチブを破壊するということではないと思われます。

○江端委員

先ほどの僕の問いにお答えいただいてないんですけど、今回このような書類を出しているという、本省にも確認して問題無いということでしょうけど、繰返しになりますが、繊維で888円を下回る協定を結んだ協定をやり直させて、上回るのなら分かります。888円を下回るものを無かったことにして最低額を上げるということが、僕の理解がおかしいのならおかしいと言ってほしいのですが、それは適当なことなのかということにお答えいただきたいのですが。

○細川室長

仮に労使間で888円を下回る協定が組まれている場合、10月2日以降の強制力が

発生しますので、888 円より低いという取扱いはできません。

○江端委員

そういうことをお聴きしているのではなくて、特定最賃の必要性議論に入る審議の前提として、今年は参考人まで呼んで議論しようという前提でいるにもかかわらず、888 円を下回る数字が出てきて、普通なら 888 円を下回っているのだから議論はいらないでしょというのが普通でしょ。なぜそれをやるのですかということです。

○新宮会長

これは私の理解ですので、議論していただければいいのですが、少なくとも概ね 3 分の 1 以上を満たしている要件は、重要な要件になると思います。なので、今回のような事態が生じた背景には、地賃の急激な上昇があったことが大きいと思います。そのことは小委員会での意見聴取も踏まえて、最終的に必要性の審議をする時にこのことも考慮に入れながら十分議論していただければいいんじゃないかと思います。今後このような事は起こりうる可能性が高い事態になってきていると思います。まず、地賃が確定した時点で、申出書との間のそごがあったことは、その時点でそごも含めて申出書の内容は審議会で開示していただくということはやっていただきたい。それに対して、どういう対応を、申出書を出す権限は労働側にあって、最終的に審議するかどうかの権限は全員にあるわけですから、両方の立場を尊重しながら、申出書が地賃を下回っている場合には、教示をするというプロセスを経て再提出されるという手続は認めてもいいんじゃないかと。そのやり方として地賃プラス何円にするのか、それとも最低賃金を下回る額を出したところは外すのかというのは、労側の戦略と考えていいんじゃないかと。そのような場合には当然 3 分の 1 を満たさなくなります。やはり 3 分の 1 を満たしているかどうかの議論をしなければいけなくなると思います。そういう形で基本的に申出を出す門戸は比較的開いておいて最終的には必要性有り無しのところまで議論していただくということでどうでしょうか、というのが私の考えです。いかがでしょうか。

○江端委員

分かりました。そういうことであれば、例年ぐらいの段階で一旦締めていただいて中身をきっちり確認して審議会で話していただいて、やっていただきたいと思います。これ以上言うつもりはありませんけれど、30.4%というのは厳格には 3 分の 1 は満たさないとはいえ。概ねで救われている。昨年度の数字を見ると繊維は 5 割ぐらい行っている。こうしたやり取りというのも今回説明はしていただきましたけれど、こういう考え方でこういうふうに対処しているということは審議会の中では報告いただきたい。

○玉川委員

今までの議論をお聞きしていました。まず、江端委員の言われているこの間の教示だとか申出の訂正について経過も含めて説明してくれと、会長も言われましたが、このこと自体が、各都道府県の本審の中で議論経過の中できちんとされているのかどうか、私はお聞きしたことが無いので、福井の審議会の中で経過も含めてそういったやり取りがある場合、経過説明も含めてやっていると確認するのであれば、各都道府県の状況も含めて調べていただいて決めていただきたい。なぜ申し上げるかという、江端委員がおっしゃったのは、昨年 UA ゼンセンから出ている繊維に関しては 44%、今年 30% じゃないかというのは、実質的に地賃が上がってきて、労働協約が高い数字じゃないんじゃないかと言われるんですけど、労働協約の適用労働者数のことを割合が高いほどいいのですが、高くなければ通さないとか、必要性が無いとかという判断であれば、必要性の審議も一定の基準を満たせばクリアするんだということになってしまうので、我々としては概ね 3 分の 1 をクリアするというのが申出要件である以上は、3 分の 1 というのを一つの目安として考えていたということです。なので、たまたま我々が加盟労働組合と接点が多くて、即労働協約を結んでいて、高い数字ばかりが有るのであれば、すべてを集める必要も無ければ、3 分の 1 が難しいような所については、むしろ加盟労働組合以外の所でもお話をしていきながら、同じ業績を持つ業種の組合とか会社・企業に訪れてこういった業界を見ながら申出をするという取組をさせていただきますから、単に我々は労働組合がある所の労働協約だけをポイントに割合を高めるとかやっているわけではありません。そこだけは御理解いただけないと、数字だけでやっているわけではないので、前回 44%、今年は 30% じゃないかと言うのは、確かに取組の中で不十分な所もあったかなと思いますが、低い労働協約しかなかったじゃないかというのは若干訂正させていただきたいと思います。30 円という引上げなので、858 円の時に 880 円を結んでいるというのは、逆に労使間の信頼関係があるからできるわけですよ、無ければ 858 円ですよ、858 円が地賃ですから。それを上回った労働協約を結んでいるということは少なくともそれだけ特定最低賃金、あるいは企業内最低賃金の協定の優位性は担保されているという証なんです。だけど 888 円、今回 30 円引き上がります、このことを昨年の 10 月、今年の 4 月に予想しているかは別問題なんです。百貨店、総合スーパーなんかは地賃が幾ら上がるか分からないこの時期、だから一筆労使協定の信頼関係において、地賃が引き上がった場合のプラス 20 円保障しますよという協定なんです、これ素晴らしい協定なんです。実は、労使間の信頼関係の上で。だって 1,000 円になったって 1020 円にしちゃうということですから。そういう意味では最低賃金 880 円を結んでいるけれども、一筆協定の中に地賃がどれだけ上がってもプラス 20 円にするんだという協定を結んでいるのですから。むしろこんな高い協定書はない、百貨店、総合スーパーの場合は局にも申し上げましたけど、これは最低額を表している数字じゃなくて最高額を表している数字なんですということを申し上げましてそこは理解してない、このことはほかの県でもありましたので、ほかの県ではきちっとクリアしていることを申し上げましたので、百貨店、総合スーパーについては、江端委員とか使用者側委員の先生方

にも御説明があったのかなと思いますので、このことについては問題にならないということをお聞きしました。繊維について、外すとか外さないという話は概ね3分の1をクリアするという中で確かに今回 888 円になったことで労使間での協定を下回るという結果になりました。ただ、888 円になるから新しい協定が幾らになるかというのは協定を結ぶタイミングですので、10 月 1 日に向けて新しい協定を結ぶ場合もありますし、すべて春闘の時期に来年の 4 月 1 日に改めて 888 円を見ながら企業内最低賃金協定を結ぶという作業に入っていくと思います。888 円を下回るがゆえに特定最低賃金の申出要件を満たさないということにはなるので、そこについては教示、訂正するという作業になると思います。このことをオープンにするかしないかというのは我々抵抗は別にはないのですが、この間のやり取りをオープンにすることが必要性審議の重要なポイントなのか我々は疑問を持つところがあります。なので、ほかの都道府県もこういったやり取りを大事だと思われてやっているのであれば我々もそれを受け止めていいと思っているのですが、あまり重要性を感じていないのが正直なところでは。先ほど言われたのが5割、6割労働協約として高い適用労働者を占める割合であれば必要性審議、必ず通しますというのなら別ですよ。そういうことは申し上げてなくて、3分の1が申出要件をクリアするという話ですから、むしろ労働協約ケースと公正競争ケース、二つあった場合に労働協約ケースというのは一定の労使間のイニシアチブを取れている証ですので、このケースで申出をしたほうがいいというのは常々思ってます。それで3分の1をクリアするのが満たしていれば十分必要性があると思っていますし、申出要件をクリアするという意味での労働協約ケースですから、それをむしろ外すということ自体がおかしいんじゃないかというのは、申出から考えた場合、労働協約ケースでなくても申出として認めて必要性審議をやっていく中で労働協約ケースが概ね3割を越える中でたまたま地賃の引上げが 30 円で下回った所があったので外すということで必要性に大きな疑問を持つということになるかということ、今後我々としてもそう言った議論をしていくとなると重要なファクターとしてこれから申出を考えなくてはいけないのかなと思っています。たまたま我々が申出要件を満たすということについて満たせば議論の過程に上がりまして、必要性をクリアするものとして出しているわけですけど、重要なファクターとして大きな影響を与えますということであれば、これから考えて申出をしていかないというふうに思ってます。以上です。

○新宮会長

おっしゃることは理解できます。とりあえず申出として受理するということと必要性を議論するというのは別次元ですけど、おそらくこれだけ地賃が上がってくると申出の額が際どいということになると、実際に必要性の審議に影響も与えるということでは考え得ることだと思います。なので、とりあえず3分の1を満たせばいいというよりも、より多く組合がある方が説得力を増すというのはその後の議論にもつながるような気がしますので、そういう努力も労働側にはしていただきたいと。地賃がこれだ

け急に上がってる中で、最初に申出を出すという段階で、かなり上げる余地があるということが分かっていないということはそれぞれの業界厳しいんだという判断をされてもしょうがないところがあると思います。その辺は福井県の最低賃金どうすればいいんだということを考えていますので、なるべくいろんな情報を与えていただいて、議論できる基盤が広い方が公正に議論できるのではないかなという気がします。今年度に関しては、急激な地賃の上昇の中でそこがあった面もありますけど、今後是非その辺も考慮いただいて他の都道府県もどうしているのかも気になるところですが、少なくともこの場でできるだけ多くの組合の賛同が得られている状態で最低賃金の協約が出てくるのが望ましいのかなというのがその後の議論も含めると考えます。それによって申出そのものも教示するとかいうのは別の問題だと思います。

いろいろ御意見いただいております。事務局として今回の議論をどのように考えるか改めてお聴きしたいのですが。

○細川室長

今回、提出をされているものにつきましては、要件を具備していると判断しております。必要性審議の開催に大きな問題があるということは本意ではございませんので、あまり反対意見があるということであれば、審議会の最終的な意見に則したいと思います。

○新宮会長

事務局としては要件を満たしているという判断、繊維が特に問題になるということだと思いまけど、審議会として申出を受け入れるかどうかということで、異議がなければ、事務局案どおりでとりあえず申出を受け入れたいというふうに考えますけどいかがでしょうか。あるいは繊維については採決をすべきだということであれば採決したいと思います。よろしければ事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

それでは、申出は4件受理しました。この後、小委員会、必要性審議を経て具体的に4種について審議するかどうかという段取りになっていくと思います。

では、次の議題（4）その他に移ります。

何かありますか。事務局から何かありますか。

○細川室長

はい、それでは先ほどの4業種にかかる審議について、申出に係る労働協約のうちの最低額が、今回の実質的な金額改正の上限額となりますことを申し上げます。

したがいまして、繊維は916円、機械995円、電気962円、百貨店・総合スーパー908円でございます。

以上です。

○西村指導官

それではお手元の資料の 3 を御覧いただきます。

最低賃金に関する基礎調査結果（令和 4 年 6 月分賃金）についてですが、調査の概要を御覧ください。

4 業種 323 事業場に依頼し、157 事業場の回答がございました。

次の資料は集計事業場数です。次の資料は 4 業種の未満率です。次の資料は 4 業種の賃金特性値です。次の資料は賃金特性値の推移です。次の資料は 4 業種の影響率です。次の資料は低賃金労働者一覧表です。職種欄に記載のある職種 50 と言いますのは、18 歳未満と 65 歳以上を示しており、特に意味のあるものではありません。特賃の集計におきましては、自動的に 18 歳未満、65 歳以上は外しております。次の資料は 4 業種の産業別の詳細の資料です。A 4 横で提出させていただいており、細かくて申し訳ございません。簡単ですが資料の説明は以上です。

○江端委員

先ほど確認し忘れたのですが、今後こういった補正なんかがあった場合には、補正前と補正後みたいなことは明確にさせていただきたいということをお願いします。今回、繊維 916 円ですけど、当初出てきた数字というのは幾らだったのですか。

○西村指導官

872 円です。

○新宮会長

他にございませんでしょうか。それでは、最後に田原労働局長より、御挨拶をいただきます。

田原局長、お願いします。

○田原局長

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、福井県最低賃金は、8 月 8 日に答申をいただき、その後異議申出の公示手続の期間までに意見の提出がありませんでしたので、本日官報公示手続に入り、10 月 2 日を発効日として作業を進めております。

改正に関する最低賃金の履行確保につきましては、福井県内の全ての事業主、労働者の方々に周知が図られますよう広く広報に努めますとともに、最低賃金引上げに向けた環境整備のための各種支援策についても、積極的な周知も実施することとしておりますので、委員の皆様におかれましても御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さらに本日は、特定最低賃金の必要性審議に係る諮問も行わせていただきました。9 月に小委員会を設けて各業種ごとの状況把握をするため、労使双方より参考人をお

呼びしてお話を伺うと聴いております。今後、皆様方には4業種の状況を把握していただき、特定最低賃金の改正についての御議論をしていただくよう、重ねてお願いいたします。本日はありがとうございました。

○新宮会長

今回、小委員会の遂行につきましては、労使双方に御苦勞をおかけしました。お陰様で開催のめどが立ちました。これを期に地賃の急激な上昇の中で特賃の意義付けを改めて議論する基本的な土台作りをできることを期待しています。それぞれの参考人の率直な意見をお聴きして審議の参考にできればと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上で議題を全て終わりました。ほかに何かございませんか。

なければ、本日の審議會はこれにて終了とさせていただきます。

本日は御苦勞様でした。

閉 会